

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年3月27日(2014.3.27)

【公開番号】特開2011-161233(P2011-161233A)

【公開日】平成23年8月25日(2011.8.25)

【年通号数】公開・登録公報2011-034

【出願番号】特願2011-26935(P2011-26935)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/12 (2006.01)

A 6 1 B 17/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/12

A 6 1 B 17/00 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成26年2月6日(2014.2.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者の左心耳内に配置可能な器具であって、

運搬のための第1の細長い形態及び前記左心耳内への配置のための第2の拡張形態を呈する保持部材と、

前記保持部材に非取り付け状態で前記保持部材内に位置決めされていて、前記保持部材の前記拡張形態において前記保持部材内で浮動可能な物体と、を有し、

前記保持部材は、大きな横方向寸法を有し、前記保持部材は、前記保持部材を前記左心耳に固定するための少なくとも1つの左心耳壁係合部材を有する、器具。

【請求項2】

前記保持部材は、形状記憶材料で構成され、前記保持部材は、前記拡張形態では、形状記憶位置に向かって動く、請求項1記載の器具。

【請求項3】

前記物体は、メッシュから成る、請求項1又は2に記載の器具。

【請求項4】

前記物体は、複数本の絡み合わされた纖維から成る、請求項1又は2に記載の器具。

【請求項5】

前記物体は、複数本の絡み合わされたリボンから成る、請求項1又は2に記載の器具。

【請求項6】

前記保持部材は、複数本のストラットを有し、前記ストラット相互間には空間が形成され、前記材料は、前記空間内で自由に浮動する、請求項1乃至5の何れか1項に記載の器具。

【請求項7】

前記係合部材は、複数個の歯を有する、請求項1乃至6の何れか1項に記載の器具。

【請求項8】

前記保持部材は、複数本のストラットを有し、前記ストラットは、前記係合部材で終端する、請求項1乃至7の何れか1項に記載の器具。

【請求項9】

前記保持部材は、巻線から成る、請求項 1 乃至 8 の何れか 1 項に記載の器具。

【請求項 10】

前記器具は、一連のストラットを形成するようレーザ切断された管を有する、請求項 1 乃至 9 の何れか 1 項に記載の器具。

【請求項 11】

前記物体は、前記左心耳内への前記ストラットの配置後に前記ストラットによって形成されている前記空間内に位置決め可能である、請求項 10 記載の器具。